

# 新型コロナウイルス感染症に係る「大阪市の国民健康保険」 および「後期高齢者医療制度」の傷病手当金の支給

## 【重要】

※全国健康保険協会（協会けんぽ）などの勤務先の健康保険にご加入されている方の傷病手当金については、こちらではありません。ご加入の健康保険でのご確認をお願いいたします。

## 適用期間 (対象期間)

令和2年1月1日～**令和5年5月7日**の間に新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、療養のため就労することができなくなった期間（ただし、入院が継続するときなどは**最長1年6月まで**）※「感染をした(疑い含む)日」が令和5年5月7日以前であれば、適用期間(対象期間)後も、下記の「申請できる期限(時効):**2年**」まで申請をすることができます。

## 申請できる期限 (時効)

就労することができなくなった日ごとに、その翌日から**2年で時効**となります。

(例)「令和5年5月7日に感染し、5月14日まで療養をし、就労することができなくなった日が5月10日と5月13日」であった場合」の時効について  
→令和5年5月10日の時効は令和7年5月10日、5月13日の時効は令和7年5月13日

## 対象者

(次の①～③のすべてに該当する方)

- ①**令和5年5月7日までに**新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために就労することができなくなったこと。
- ②国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者(給与の支払いを受けている方)であること。
- ③給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。

## 支給対象日

就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日

## 支給額

(直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数)

× 3分の2 × 支給対象日数 [就労を予定していた日数]

※就労することができなかった期間に給与等の一部が支払われている場合、その支払われている額が、上記で算定した支給額より少ないときはその差額を支給します。

(上記で算定した支給額より多い場合は支給することができません。)

## ◇お問い合わせ・申請等◇

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(給付グループ)

※全国健康保険協会(協会けんぽ)などの勤務先の健康保険にご加入されている方の傷病手当金については、こちらではありません。ご加入の健康保険もしくは、勤務先の健康保険事務のご担当者様にお問い合わせください。

電話06-6208-7967 FAX 06-6202-4156

**ご提出の際には事前にご連絡をお願いいたします。**

**(申請にかかる確認等をさせていただきます。)**

メールでのお問い合わせは、[fa0020@city.osaka.lg.jp](mailto:fa0020@city.osaka.lg.jp) まで

大阪市ホームページ ▶  大阪市 傷病手当金 で  検索

## 国民健康保険



## 後期高齢者医療制度

